

○大阪府個人情報保護審議会規則

平成八年三月二十九日

大阪府規則第十七号

改正 平成十一年三月二六日規則第一一号

平成一八年三月二八日規則第二二号

平成一九年三月一六日規則第九号

平成二〇年七月三一日規則第六七号

平成二一年三月三一日規則第一五号

平成二四年三月二九日規則第四二号

平成二六年一〇月三一日規則第一三七号

平成二八年三月三〇日規則第六九号

平成三一年三月一日規則第九号

大阪府個人情報保護審議会規則をここに公布する。

大阪府個人情報保護審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四規則四二・一部改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二六規則一三七・一部改正)

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員三人以上で組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会は、部会に属する委員の過半数（三人で組織する部会にあつては、部会に属する委員全員）が出席しなければ会議を開くことができない。

6 前条第三項の規定は、部会の議事について準用する。

7 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平二六規則一三七・追加、平二八規則六九・一部改正)

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。

(平二四規則四二・一部改正、平二六規則一三七・旧第五条繰下、平二八規則六九・一部改正)

(費用弁償)

第七条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（平一一規則一一・平一八規則二二・平二〇規則六七・平二四規則四二・一部改正、平二六規則一三七・旧第六条繰下）

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、府民文化部において行う。

（平一八規則二二・平二一規則一五・一部改正、平二四規則四二・旧第八条繰上、平二六規則一三七・旧第七条繰下）

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（平二四規則四二・旧第九条繰上、平二六規則一三七・旧第八条繰下）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

（大阪府原子炉問題審議会等の委員等の費用弁償の額の特例に関する規則の一部改正）

2 大阪府原子炉問題審議会等の委員等の費用弁償の額の特例に関する規則（昭和五十四年大阪府規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一一年規則第一一号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第二二号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第九号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第六七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第一五号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第四二号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一三七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第六九号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年規則第九号）

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。